

平成22年度

# 提案公募型協働事業募集要項

募集期間 平成21年10月26日(月)  
～平成21年11月30日(月)

事業実施期間 平成22年 4月 1日(木)  
～平成23年 2月28日(月)

市民の皆さんのアイデアによる事業を募集しています。地域の課題や社会的課題について、解決に向けて市と一緒に取り組んでみませんか。

## 1. 目 的

市民生活や地域に存在する様々な課題の解決や、市民ニーズに沿った公共サービスの提供を図るため、市民活動団体から市民活動の特性を活かした企画案を募集し、市との協働モデル事業として実施する。

この事業は、市民活動団体との協働促進に必要な仕組みづくりや、市や市民活動団体の人材育成、新たな公共サービスの担い手の創出など、協働促進のための先導的な事業として位置づけるものとする。

## 2. 定 義

本要項において、「市民活動」とは営利を目的とせず、様々な分野において公益的、社会貢献的な課題の解決に継続的に取り組む\*活動をいい、「団体」とは、NPO（法人の有無を問わない）、コミュニティ、ボランティア団体等をいう。

\*活動＝概ね、特定非営利活動促進法第2条別表に掲げる活動。

## 3. 提案できる団体

次のすべての条件を満たす市民活動団体（法人格の有無を問わない。）とする。

- ① 丸亀市内に事務所を有し、主たる活動場所が丸亀市内であること。
- ② 5人以上で組織する非営利の活動団体（法人の有無は問いません。）であること。  
ただし、市民活動を実践する団体員で構成する実行委員会についても可。
- ③ 組織の運営に関する規則（会則等）があること。
- ④ 事業や予算、決算を適正に行っていること。
- ⑤ 委託業務を的確に遂行できること。
- ⑥ 原則として過去1年以上の活動実績があり、活動実績が事業報告、決算等の書類で確認できること。
- ⑦ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- ⑧ 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- ⑨ 暴力団でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

## 4. 提案事業の要件

1) 次の各号を満たす事業とする。

- ① 公益的、社会貢献的な事業で、活動団体と市が協働で取り組むことにより、地域の課題や社会的な課題の解決が図られる事業
- ② 市民満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できる事業
- ③ 協働の役割分担が明確で、協働による相互補完で相乗効果が高まる事業
- ④ 実施を前提とした事業で、協働事業を提案する団体が実施することが可能である事業
- ⑤ 先進性、先駆性があり、新しい視点からの取り組みである事業
- ⑥ 予算の見積りや事業企画が適正な事業
- ⑦ 継続性が認められる事業

2) 前項の規定にかかわらず、次に該当する事業は対象外とする。

- ① 営利を目的とした事業

- ② 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業。
- ③ 政治、宗教、選挙活動にかかわる事業。
- ④ 施設等の建設や整備を目的とするもの。
- ⑤ 政策の提案や学術的な研究事業。
- ⑥ 地域住民の交流行事等のイベント事業。
- ⑦ 国や地方公共団体及びその他の団体等からの助成等を受ける事業。
- ⑧ 事業実施を伴わない調査。
- ⑨ 当該団体がすでに実施している事業
- ⑩ 当該事業においてすでに事業提案がなされ、実施を行った事業

#### 5. 事前協議等

応募しようとするときは、あらかじめ市担当課（複数ある場合は、当該各課）と提案内容等について協議しなければならない。

#### 6. 委託期間

委託期間は、原則平成22年4月1日から平成23年2月末日までの間の、事業に必要な期間とする。

#### 7. 委託料

- ① 委託料は上限を100万円とし、事業に必要と認められる額とする。
- ② 支払いは原則として履行確認後（事業完了検査後）に行う。なお、必要と認めるときは前金払いとし、事業完了後において精算し、残金がある場合は返納する。
- ③ 委託料以外の収入として、サービスの受益者から実費を徴する場合は、委託者と受託団体が協議のうえ金額を決定する。なお委託料以外の収入を見込み、不足が生じたときは、受託団体が負担する。
- ④ 本事業について必要な一般管理費（事業に伴って必要となる電話料、郵送料、消耗品費、会議費など）は、事業総額の10%以内とする。  
ただし、必要と認められるときは、別途協議のうえ決定する。  
なお、以下については提案団体の負担とする。
  - ・業務委託契約に伴う経費
  - ・保険料（ボランティアスタッフの活動保険料は除く）
  - ・事業実施に伴い必要となる資料及び市に提出する報告書以外の印刷代
  - ・事業で使用するパソコンなど、備品に相当すると判断される物品の購入費
  - ・団体構成員に対する人件費（専門的知識を提供するボランティアの人件費は別途協議する。）
  - ・その他、提案された事業に直接関係しないと思われる経費は対象外とする。

#### 8. 委託契約

委託契約については、事業採択後、提案事業の内容及び積算についての精査を行い、平成22年度丸亀市一般会計予算に計上し、平成22年3月議会における承認が条件となる。（承認されない場合は、選考委員会において採択となった事業でも委託できない。）

承認の議決が行われた場合において、平成22年4月1日以降に委託契約を締結することとなる。

## 9. 応募方法

### 1) 提出期限

平成21年11月30日(月)必着

### 2) 提出書類

- ① 協働事業提案書(様式第1号)
- ② 協働事業計画書(様式第2号)
- ③ 協働事業のスケジュール(様式第3号)
- ④ 協働事業収支予算書(様式第4号)
- ⑤ 団体の概要書(様式第5号)
- ⑥ 団体の前年度活動報告書
- ⑦ 団体の前年度収支計算書
- ⑧ 団体の定款、規約、会則等
- ⑨ 団体の会員名簿又は役員名簿
- ⑩ その他、市が必要と認めるもの

## 10. 選考方法

### ① 第一次選考=書類審査

提案事業が「協働に適しているかどうか」について協議。

提案内容の課題、修正すべき点、他の手法についての助言の実施

### ② 第二次選考=プロポーザル方式とし、公開プレゼンテーションを実施後、選考委員会において審査。

※ 公開プレゼンテーションに参加できなかった場合は、審査対象外とする。

※ 選考結果は後日、選考委員による選考審査結果報告書を添え提案者に通知する。

## 11. 選考基準

- ① 市民のニーズに沿い、地域や社会的課題に合致した事業か。
- ② 課題解決のために協働の手法が必要とされている事業か。
- ③ 地域との連携など、課題解決に向け必要な連携が図られているか。
- ④ 地域市民活動の先駆性、創造性、柔軟性を活かした新しい視点をもつ事業か。
- ⑤ 提案団体と市との役割分担が明確であるか。
- ⑥ 提案団体と市が協働することにより相互補完が期待できる事業か。
- ⑦ 市民の満足度が高まり、具体的な効果が期待できるか。
- ⑧ 適正な事業企画であるか。
- ⑨ 計画性を有し、実効性、継続性のある事業か。
- ⑩ 協働にふさわしい、モデル事業となり得る事業か。

## 12. 再公募

審査の結果、該当する事業がないときは再公募する。再公募の方法は別途定める。

## 13. 情報公開

- ① 事業の「公正性」「透明性」を高めるため、応募の状況（団体名及び提案事業の概要）と審査結果はホームページ上で公開する。
- ② 提出いただいた書類は、情報公開の対象とする。
- ③ 採択された団体については、積極的な情報の提供に協力をお願いします。

## 14. 報告等

協働事業実施団体は、10月14日までに9月末日の状況についての中間報告が必要です。また、対象事業が完了したときは、完了の日から10日以内もしくは平成23年2月28日のいずれか早い日までに事業報告書を提出しなければならない。そのほか、事業完了後実施する、事業報告会への出席及び報告をしていただきます。

## 15. その他

- ① 企画案の提出に必要な費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された書類は返還しない。
- ③ 事業内容や委託金額を修正することを条件に採用する場合や、市と受託団体との協議により、企画案の一部を修正することがある。
- ④ 採択された提案事業は「提案公募型協働事業業務委託契約書」をもって委託契約を締結する。
- ⑤ 再委託による事業の実施は禁止する。

## 16. 応募書類の提出先及びお問合せ先

〒763-8501 丸亀市大手町二丁目3番1号 丸亀市役所 生活環境部 生活課  
TEL 0877-24-8809 / Fax 0877-24-8832 / E-mail ; [seikatsu-k@city.marugame.lg.jp](mailto:seikatsu-k@city.marugame.lg.jp)